

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務を変更すること。  
(第三条及び第二十五条関係)

第二 都市・地域整備局及び同局公園緑地・景観課の所掌事務を変更すること。

(第七条及び第九十条関係)

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行すること。ただし、一部の規定は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日

(平成二十年十一月四日)から施行すること。

(附則第一項関係)